

埼玉バーチャル観光大使A Rスタンプラリー業務 企画提案募集要項

埼玉バーチャル観光大使（以下、「観光大使」という。）として活動するバーチャル YouTuber（以下、「VTuber」という。）を活用したARスタンプラリーを実施することで、県内への誘客及び周遊を促進させることを目的とする。

この事業の受託者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

1 委託業務名

埼玉バーチャル観光大使A Rスタンプラリー業務

2 委託業務内容

埼玉バーチャル観光大使A Rスタンプラリー業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 履行期間

契約締結日から令和5年12月15日（金）

4 予算額

予算額 3,400,000円

※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（1）法人格を有すること。

（2）過去3年間に国または地方公共団体、観光協会等と本事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

（3）次のアからカに該当すること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者である

こと。

- オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
カ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないこと。

6 スケジュール

ホームページへの掲載	令和5年5月1日（月）
質問事項受付開始	5月1日（月）
質問事項の受付期限	5月10日（水）15時まで
質問事項の回答	5月15日（月）
企画提案参加希望書の提出期限	5月17日（水）15時まで
企画提案書の提出期限	5月22日（月）15時まで
一次審査	5月24日（水）（予定）
二次審査	5月26日（金）（予定）
選考結果発表	5月下旬（予定）

※ 選考には、既提出の企画提案書を用い、ZOOMによるプレゼンテーションを行う。なお、応募者多数の場合は企画提案書（書面）による1次審査を行い、プレゼンテーション参加者を決定する。

7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

（1）質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

質問方法：下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

電子メールアドレス：a3950-01@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名：埼玉バーチャル観光大使ARスタンプラリー業務

質問受付期間：令和5年5月10日（水）15時まで

イ 質問の回答

質問への回答は、令和5年5月15日（月）以降、県ホームページに掲載する。

（2）企画提案参加表明

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加表明を行うものとする。

ア 提出書類

（ア）企画提案参加希望書（別紙様式1）

（イ）過去3年間に国または地方公共団体、観光協会等本事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した実績の確認ができる書類（契約書や業務完了報告書、等）

- ※業務名、発注者、実施時期、契約金額、業務の概要がわかるもの。
- イ 受付期間
令和5年5月17日（水）15時まで
- ウ 提出先
埼玉県産業労働部観光課 DMO 支援・観光振興担当
(住所) 〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（第二庁舎1階）
(電話) 048-830-3955
(メールアドレス) a3950-01@pref.saitama.lg.jp
- エ 提出方法
持参、郵送、電子メールのいずれか（必着）
※ 持参の場合は平日の9時～17時までの受付とする（最終日は15時まで）。
※ 郵送の場合は原則書留とし、電子メールの場合は必ず到達確認の電話をすること。
- (3) 企画提案書の提出等
企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとする。
- ア 受付期間
令和5年5月22日（月）15時まで
- イ 提出先
埼玉県産業労働部観光課 DMO 支援・観光振興担当
(住所) 〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（第二庁舎1階）
(電話) 048-830-3955
- ウ 提出書類
別添仕様書を参照のうえ、募集要項「8 企画提案書」に示す書類を提出すること。
- エ 提出部数
4部
※ 見積書への押印は不要。
※ 1部はホチキス止め等をしないものを提出すること。
- オ 提出方法
持参又は郵送（必着）
※ 持参の場合は平日の9時～17時までの受付とする（最終日は15時まで）。
※ 郵送の場合は原則書留とする。
- カ その他
- ・企画提案は、1提案者につき1提案に限る。（複数提案は不可）
 - ・企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
 - ・提出された応募書類は返却しない。
 - ・応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

8 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

なお、様式は任意とするが、A4判横長・片面で作成すること。

(1) 表紙

- ・表題（埼玉バーチャル観光大使ARスタンプラリー業務 企画提案書）
- ・応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

(2) 目次

(3) 提案内容等

- ・基本方針
- ・提案内容（実施方法、活用するAR技術について、独自提案等）
- ・成果目標及び広報計画
- ・業務実施体制
- ・過去の実績
- ・その他必要と思われる事項

(4) 添付書類

- ・法人の概要が分かるもの※既存パンフレット等可
- ・委託料見積書
※見積書は、項目、単価等を明らかにした積算内訳とすること。
※宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

9 契約先候補の選考方法

選考方法の詳細は、県が設置する審査会で決定する。

なお、提出書類を提出した事業者が1者のみの場合も審査会で当該事業者の選定の可否を決定する。

(1) 審査

ZOOMによるプレゼンテーションを実施する。

なお、応募者多数の場合は企画提案書（書面）による1次審査を行い、プレゼンテーション参加者を決定する。

(2) 審査基準

審査にあたっては、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき、総合的に評価する。

10 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

11 企画提案書の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

12 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

- 次のいずれかに該当する申込みは無効とする。
- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
 - イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
 - ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
 - エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
 - オ 書留以外の方法で郵送されたもの。
 - カ 提出書類に不足があるもの。
 - キ 企画提案協議参加希望書等に代表者の記名がないもの。
 - ク 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
 - ケ 見積金額を訂正したもの。
 - コ 誤字、脱字等により意思表明が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。
- ウ 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

13 問い合わせ先

埼玉県産業労働部観光課 DMO 支援・観光振興担当 蛭間

（住所）〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（第二庁舎1階）

（電話）048-830-3955

（メールアドレス）a3950-01@pref.saitama.lg.jp